

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会の構成員として企業経営の透明性、公正性を十分に認識し、実践するとともに激変する経営環境の下での着実な利益による成長を通して企業価値を継続的に高めていくことが企業経営の使命であると考えています。そのための経営上の組織体制や仕組みを整備し、迅速かつ柔軟に必要な施策を実施するコーポレートガバナンスが最も重要と考えています。

このような考えの下、当社は、取締役会の業務執行に対する監督機能の強化を図り、経営の透明性を更に高めるため、社外取締役制度を導入しています。また、執行役員制度を導入し、経営の『意思決定機能』及び『監督機能』と『業務執行機能』を分離し、迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築するとともに役割と責任を明確化して、コーポレートガバナンスの充実とそれぞれの機能強化を図っています。更に、事業年度ごとの経営責任をより一層明確にし、株主からの信任の機会を増やすために、取締役の任期を1年としています。

このような体制整備のほか、業務の適法性と効率性を確保する経営管理を目的とし、社内規程に基づき内部統制システムを整備するとともに、当該システムの実効性・妥当性を監査すべく内部統制・監査部による監査を行ってまいります。

また、『サノヤスグループ企業倫理行動規範』(ご参考「サノヤスグループ企業倫理行動規範」<http://www.sanoyas.co.jp/ir/ethics.html>)を制定し、遵法経営を行っていくことはもとより社会倫理を遵守し社会的良識をもって社会及び企業の持続発展に向けて自主的に行動すると行動規範を明確にすることにより、企業倫理の周知徹底を図り、ステークホルダーの信頼と評価の向上に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

<補充原則1-2-4>

議決権電子行使については、当社は既に採用済みです。しかし、現在の当社の株主構成において海外投資家の比率は高くなく、招集通知の英訳は行っていません。機関投資家や海外投資家の比率が高い状態が一定期間続く状況となれば、英訳化を進めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<原則3-1:(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画>

当社は、造船業を祖業として、「まごころこめて生きた船を造る」という、ものづくりに懸ける精神と培った技術を他分野に展開し、「確かな技術にまごころこめて」の理念の下、安全・環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質・性能を備えた製品の提供を通じて、ステークホルダーである株主、顧客、仕入先、協力会社、金融機関、従業員から信頼され、社会にとって魅力ある企業として持続的に発展することを目指しています。

<原則3-1:(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針>

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載の通りです。

<原則3-1:(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続>

当社の取締役及び執行役員の報酬は、職位に応じた基礎報酬と各期の業績をベースとし、従業員の賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案した業績報酬により構成され、職責と成果を反映させた体系としています。各期毎、基礎報酬と業績報酬の基準について独立社外取締役の助言を得た上で、社長が他の代表取締役と協議し、配分額を決定します。

また、経営陣の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるために第5期定時株主総会決議に基づきストックオプション制度を導入しており、当社及び当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員を対象者として、取締役会決議によりストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

<原則3-1:(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続>

当社は、取締役会及び経営会議の構成について、会議体全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と適正規模を両立させ、実効的なコーポレートガバナンスを実現しうる形で組成されるべきと考えております。

上記の考えの下で取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社の取締役、監査役、業務執行取締役及び執行役員として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名、選任します。

取締役・監査役候補者の指名、業務執行取締役の選定及び執行役員の選任については、社長が他の代表取締役と協議の上で候補者案を策定し、監査役候補者に関しては監査役会の同意を得た上で、取締役会で決議します。また、その審議においては、独立社外取締役の意見を尊重します。

<原則3-1:(5)取締役会が原則3-1:(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明>

現在の社外取締役・社外監査役の選任理由につきましては、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の1.に記載のとおりです。また、取締役・監査役の候補者を提案する場合には、招集通知において当該候補者の選任理由を説明しています。

<補充原則4-1-1>

当社は、コーポレートガバナンスの強化の一環として、執行役員制度を導入し、経営の『意思決定機能』及び『監督機能』と『業務執行機能』の分離を図っており、取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針等に関する重要な事項、子会社の設立・出資、執行役員の選解

任など取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけています。また、取締役会決議事項に該当しない事項の決定については、詳細かつ具体的な付議基準及び確認、協議、決裁等に関する権限を明確に定め、規模や重要性に応じて経営会議協議または稟議による社長若しくは担当役員の決裁により決定しています。また、業務分掌につきましても社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて常に見直しを行っています。

#### <原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社は、経営の意思決定における客観性を高め、経営の健全化と透明性を向上させるべく、当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する独立性基準を明らかにすることを目的として、当社取締役会の承認により、当社の独立社外役員の選定基準を定め、当社ウェブサイトにて開示しています(ご参考「サノヤスホールディングス 独立役員選定基準」:<http://www.sanoyas.co.jp/ir/independence.html>)。

#### <補充原則4-11-1>

当社は、取締役会の構成について、会議体全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と適正規模を両立させ、実効的なコーポレートガバナンスを実現しうる形で組成されるべきと考えております。上記の考えの下で取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名します。また、取締役の員数は定款で12名以内と定めています。取締役会への取締役候補者の指名に係る議案上程に際しては、社長が他の代表取締役と協議の上で候補者案を策定し、取締役会に諮ります。また、その審議においては、独立社外取締役の意見を尊重します。

#### <補充原則4-11-2>

社外取締役、社外監査役をはじめ、取締役、監査役は、その役割、責務を適切に果たすために必要となる時間、労力を取締役、監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めています。また、他の上場会社の役員を兼任する場合を含む重要な兼職の状況については、事業報告、株主総会参考書類(ご参考「株主総会招集ご通知」<http://www.sanoyas.co.jp/ir/shareholders.html>)、有価証券報告書などで開示しています。

#### <補充原則4-11-3>

当社は、全取締役・監査役に対して自己評価アンケート・ヒアリングを実施し、平成28年度の実効性について分析・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。  
(1)社外取締役・社外監査役が5人に増え、独立した客観的な立場から議論に参加し、経営に対する助言や意見をを行うことで、取締役会の監督機能の強化・審議の活性化が進んでいる。  
(2)本質的な議論を行うため、資料配布の早期化や審議充実化に資する資料作成・論点整理、執行報告の在り方について更なる向上が求められる。これらの評価結果に基づき、当社は資料の事前配信と重要議案の事前説明、取締役会における資料の改善及び執行報告の短縮による審議のための時間の確保等に取り組む、取締役会全体の実効性の確保に努めています。

#### <補充原則4-14-2>

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会及び情報提供を適宜行います。具体的には、内部昇格の取締役・監査役に対して、コンプライアンスやガバナンスに関する事項を中心に外部機関の開催するセミナー等を提供・斡旋します。また、法改正や経営課題に関する情報を随時提供します。社外役員に対しては、当社の事業課題等について必要な情報提供を適宜行うとともに、必要に応じて工場見学会など、当社事業についての理解を深めるための施策を実施します。

#### <原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針の下、株主を含む投資家との間で、建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを行っています。

1. 株主との対話のためのIR活動全般を企画、実施するため総務部及び財務部をIR担当部署と定め、所管する担当取締役がIR活動を統括する。
2. 決算発表、株主総会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。
3. 株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。
4. 株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
5. 内部者取引に関する社内規則に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

#### <原則1-3:資本政策の基本的な方針>

当社のコアビジネスである造船業は、海運市況や為替・鋼材価格変動をはじめ事業環境の振幅が激しいため、自己資本を厚くして不況時に対処できる盤石な財務基盤を構築することが、企業の存続と持続的な成長に資すると考えています。株主に対する利益還元については、当社はこれを経営の最重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を維持、継続することを基本方針としています。

#### <原則1-4:いわゆる政策保有株式>

当社の政策保有に関する方針及び政策保有株式に係る議決権の行使の考え方については、次のとおりです。

##### 1. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、造船業と造船業以外の様々な多角化事業のバランスのとれた成長を通じて企業価値を持続的に高めていくためには、開発・製造・販売や資金調達などにおいて、様々な企業との協力関係が必要と考えています。そのため、事業戦略、取引先との関係等を総合的に勘案し、発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主の利益に繋がると考える場合において、このような株式を保有しています。

##### 2. 政策保有株式に係る議決権の行使の基準

当社は、議決権行使について、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・事業戦略等を十分尊重した上で、中長期的な企業価値向上に繋がるか否か等の視点に立って判断を行います。

また、当社は、毎年取締役会において主要な政策保有株式の中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証を行います。

#### <原則1-7:関連当事者間の取引>

当社は、取締役の競業及び利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告しています。その他の関連当事者間取引については、当社で実施する他の取引と同様に、取引の規模及び重要性に応じて、財務、会計、税務、法務などの専門的見地からの確認を経た上で、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で決定する方針の下、必要な決裁を経て実施しています。また、その内容については内部統制・監査部が定期的に監査するとともに、常勤監査役が常時閲覧できる体制としています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サノヤス共栄会	3,096,400	9.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口)	2,145,000	6.57
株式会社三井住友銀行	1,425,000	4.37
ストラクス株式会社	1,402,000	4.30
三井住友海上火災保険株式会社	1,123,000	3.44
住友商事株式会社	1,000,000	3.06
住石マテリアルズ株式会社	920,000	2.82
新日鐵住金株式会社	844,800	2.59
三井住友信託銀行株式会社	650,000	1.99
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	564,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷口 哲郎	他の会社の出身者					△						
森 薫生	弁護士											
南 知恵子	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

谷口 哲郎	○	<p>谷口哲郎氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として過去に勤務していました。しかし、同行と当社の取引は通常条件(他の金融機関と同等の条件)によるものであり、さらには、同行からの借入は当社単体借入金全体の15%未満、連結借入金全体の20%未満であり、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。</p>	<p>谷口哲郎氏は役員を歴任され、企業経営に関わる豊富な経験と幅広い識見を有しており、客観性と中立性を重視される社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、同氏を独立役員に指定しております。</p> <p>同氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として勤務しておりましたが、既に同行退職から10年以上経過しております。また、同行と当社の取引は通常条件(他の金融機関と同等の条件)によるものであり、当社は複数の金融機関と取引を行っているところ、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。さらには、同氏を当社の社外取締役として選任付議したのは、同行の意向に配慮したものではありません。従って、当社と同行との取引における当社の意思決定に対し、同氏が影響を及ぼす立場にないと判断いたします。</p> <p>以上により、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
森 薫生	○	—	<p>森薫生氏は弁護士として長年の経験と幅広い識見を有しており、客観性と中立性を重視される社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、同氏を独立役員に指定しております。</p>
南 知恵子	○	—	<p>南知恵子氏は大学教授として専門的な知識と幅広い識見を有しており、客観性と中立性を重視される社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、同氏を独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と会計上及び内部統制に関する諸問題に関し原則年6回の打ち合わせを含め、会計監査人による往査に立ち会うほか、必要に応じ随時情報の交換を行い会計監査人に個別テーマ毎に相談あるいは委嘱し相互に連携を高めております。

また、監査役は、内部監査部門である内部統制・監査部と財務報告に係る内部統制報告制度の内部監査に関し年10回以上の打ち合わせを含め、業務手順の検証に立ち会うほか、必要に応じ随時情報の交換を行い、内部監査部門に個別テーマ毎に相談あるいは委嘱し相互に連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中尾 誠	他の会社の出身者							△						
山田 茂善	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

## 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾 誠	○	中尾誠氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として過去に勤務していました。しかし、同行と当社の取引は通常(他の金融機関と同等の条件)によるものであり、さらには、同行からの借入は当社単体借入金全体の15%未満、連結借入金全体の20%未満であり、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。	中尾誠氏は役員を歴任され、会社経営に関わる豊富な経験と幅広い識見を有しており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、同氏を独立役員に指定しております。 同氏は、当社の主要取引先銀行の一つである株式会社三井住友銀行に業務執行者として勤務していましたが、既に同行退職から8年以上経過しております。また、同行と当社の取引は通常(他の金融機関と同等の条件)によるものであり、当社は複数の金融機関と取引を行っているところ、同行に対する借入金依存度が突出しているものではありません。さらには、同氏を当社の社外監査役として選任付議したのは、同行の意向に配慮したものではありません。従って、当社と同行との取引における当社の意思決定に対し、同氏が影響を及ぼす立場にないと判断いたします。 以上により、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
山田 茂善	○	—	山田茂善氏は公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験を有しており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、同氏を独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株主価値と当社取締役(社外取締役を除く)の経済的利益を連動させ、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、当社取締役(社外取締役を除く)に対しストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしております。本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」です。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、発行いたします。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び執行役員の報酬は、職位に応じた基礎報酬と各期の業績をベースとし、従業員の賞与水準や過去の支給実績などを総合的に勘案した業績報酬により構成され、職責と成果を反映させた体系としています。各期毎、基礎報酬と業績報酬の基準について独立社外取締役の助言を得た上で、社長が他の代表取締役と協議し、配分額を決定します。

なお、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内(但し、使用人分給とは含まない)、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と、平成24年6月26日開催の第1期定時株主総会において決議されております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に経営会議資料を配布するとともに、社外取締役は総務部を通じて、社外監査役は常勤監査役を通じて稟議規程に基づき決裁された全ての稟議書を閲覧できるようにしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

取締役会は、取締役全員をもって構成され、原則月1回開催し、取締役・監査役候補者の選定及び株主総会の決議に基づく各取締役の報酬決定、執行役員の選解任ほか法令、定款及び社内規程に定められた事項について決議するとともに、職務の執行状況に関する報告を行っております。

(経営会議)

経営会議は、業務執行取締役(グループ会社の業務執行取締役を兼務する取締役を含む。)、常務以上の執行役員及び常勤監査役をもって構成され、原則月2回開催し、経営会議規程及び稟議規程に則り、経営全般にわたる重要事項につき協議を行っております。

(監査役会)

監査役会は、独立役員である社外監査役2名を含む4名で構成され、原則月1回開催し、監査に関する重要な事項について報告、協議及び決議を行っております。

各監査役は、取締役の職務遂行、意思決定及び内部統制システムの整備状況を監査するため、取締役会に出席し、意見を陳述するとともに経営会議資料及び稟議規程に基づき決裁された稟議書を閲覧し、監査役監査基準に則り、独立性の保持に努めるとともに常に公正不偏の立場を保持し、監査を行っております。

(公認会計士)

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、我が国において公正妥当と認められる監査の基準に準拠した会計監査の実施を受けております。

(内部監査部門)

内部統制システムの実効性・妥当性を検証すべく、内部統制・監査部を設置し、内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会の活性化を図るとともにコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、以下の体制を構築し、充実を図っております。

- ・取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性を高めるため、社外取締役を3名選任しております。
- ・経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と「業務執行機能」を分離した執行役員制度を導入し、取締役の監督機能強化を図っております。
- ・事業年度ごとの経営責任をより一層明確にし、株主からの信任の機会を増やすために、取締役の任期は1年としております。
- ・客観性及び中立性を確保した社外からの経営監視という観点から、監査業務、企業経営及び財務・会計に精通した社外監査役2名を選任し、4名の監査役による監査を実施しております。

上記の体制により実効性ある経営監視機能が十分期待できると判断しております。



### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の利便性向上のため、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
その他	招集通知(事業報告を含む)の発送の前に、当社ホームページに招集通知を公開しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにその内容を公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(6月、12月頃)大阪で開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、コーポレートガバナンスの状況、株主総会の招集通知等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部及び財務部をIR担当部署としております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	『サノヤスグループ企業倫理行動規範』を制定し、遵法経営を行っていくことはもとより社会倫理を遵守し社会的良識をもって社会及び企業の持続発展に向けて自主的に行動するとの行動規範を明確にすることにより、企業倫理の周知徹底を図り、ステークホルダーの皆様の信頼と評価の向上に努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定される体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

- (1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) サノヤグループ企業倫理行動規範の周知及び教育研修活動により、役職員が全社的な価値観、倫理・法令遵守経営の重要性の認識を共有するよう、意識の徹底を図る。
  - 2) 取締役会の下に、全社横断的な組織として設置されたC&R委員会が、倫理・法令遵守に係る継続的な教育啓蒙、指導、監督等の業務を行う。
  - 3) 内部通報制度の運用、内部統制・監査部による倫理・法令遵守の状況の監査実施により、倫理・法令遵守の実効性を確保する。
  
- (2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 社内規程に則り、取締役の職務の執行に係る情報を書面または電磁的媒体により適切に記録、保存し、かつ代表取締役の指揮の下、総務部または管理担当部署がこれを管理する。
  - 2) 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務の執行を監督・監査するに際し必要と認められるときはいつでも閲覧できるものとする。
  
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) リスク管理の基本事項を定めた社内規程に基づき、当社各部署及び各子会社の業務に付随するリスク管理は、当社各部署及び各子会社に義務付けるとともに、重大なリスクに関する事項については、当社各部署責任者及び各子会社のリスク管理を所管する担当役員または部門長がC&R委員会において報告する。
  - 2) C&R委員会が、リスク管理に係る立案・実施支援、監督等の業務を行う。
  - 3) 当社各部署及び各子会社におけるリスク管理の状況を把握し、その有効性の検証を行い、必要に応じて改善を図るために内部統制・監査部による監査を実施する。
  - 4) 緊急事態が発生した場合は、社内規程に基づき、予め定められた方法・伝達経路により直ちに当社社長に報告がなされるとともに対策本部を設置し、事態への適切な対応をとる。
  
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社は、執行役員制度を採用し、取締役の監督機能の実効性確保を図るとともに、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を促進する。
  - 2) 職務の執行において必要な決裁体制を定めた社内規程に基づき、具体的施策等の意思決定に係る権限委譲を行う。
  - 3) 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、当社及び子会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく予算管理を行う。
  
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 当社及び子会社における財務情報の適正性を確保し、信頼性ある財務報告を作成・開示するために必要な組織及び規程を整備する。
  - 2) 当社及び子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部統制・監査部による監査を実施する。
  - 3) 子会社において、経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議を行う。
  - 4) 子会社は、業務執行状況及び財務状況は定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告する。
  - 5) C&R委員会により、当社及び子会社における内部統制の改善策の指導、実施支援、助言を行う。
  
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人の指示の実行性確保に関する事項
  - 1) 監査役は必要に応じ、総務部と協議のうえ、総務部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
  - 2) 監査役より監査業務に必要な事項を命じられた総務部所属の職員は、その遂行に関して独立性を阻害することがないように、取締役、総務部長等の指揮命令または不当な制約を受けないものとする。
  
- (7) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - 1) 代表取締役及び子会社を所管する担当役員または部門長は、監査役ヒアリングにおいて、監査役に対し、当社及び子会社の現状と課題について報告を行う。
  - 2) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席する。
  - 3) 経営会議資料及び稟議規程に基づき決裁された全ての稟議書を監査役へ供覧する。
  - 4) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - 5) 上記報告を行った当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に周知する。
  
- (8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行により生ずる費用に関する事項
  - 1) 監査役が、会計監査人及び内部統制・監査部との連携並びに子会社取締役等からの報告等を通じて、当社グループにおける実効的な監査ができるよう取締役は協力するものとする。
  - 2) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、法に基づく費用等の前払いまたは償還を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

#### 2. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

##### (1) 内部統制全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。また、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムを整備・運用し、一部のプロセスを除き、評価は終了しております。なお、現時点で、会計監査人から重要な不備の指摘は受けておりません。

(2) コンプライアンス及びリスク管理

C&R委員会を毎年4回開催し、当社グループのコンプライアンス及びリスクに関わる問題の把握、分析を行い、その結果について取締役会に報告したうえで、グループ内で情報共有を図っております。また、「倫理・法令遵守規程」に定めた内部通報制度を通じた不適切事象の早期発見と、再発防止に取り組んでおります。

(3) 業務及び職務執行の適正及び効率性の確保

当社は、業務の執行に関わる権限を執行役員に委譲しております。重要案件は取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の職務執行の効率化を図っております。当期は、取締役会を13回、また経営会議を24回開催しております。

(4) 監査役の監査の実効性確保

監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議への出席のほか、内部統制・監査部、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換も実施しております。

(5) 内部監査

内部監査計画に基づき、内部統制・監査部が内部監査を実施し、その結果を月次で取り纏め、代表取締役に報告しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関する取り組みとしては、『サノヤスグループ企業倫理行動規範』において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨を明確に表明し、当該勢力との関係を排除・遮断しております。

社内窓口としては、総務部がこれを担当しており、情報の一元管理、警察をはじめとする外部機関等とも連携し、組織的に対応することとしております。

更に、C&R委員会において定期的に反社会的勢力との関係の有無の実態調査、指導・監督を実施しております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、事業活動を行う上での行動原則として『サノヤスグループ企業倫理行動規範』を制定し、本行動規範において、利害関係者はもとより広く社会とのコミュニケーションを図り企業情報を適時適切に開示する姿勢を明らかにしております。また、当社並びに当社グループに係る会社情報の適正な管理及び適時開示等に関して社内規程を制定し、内部情報の適正な取扱いに努めております。

### ・適時開示に関する社内体制

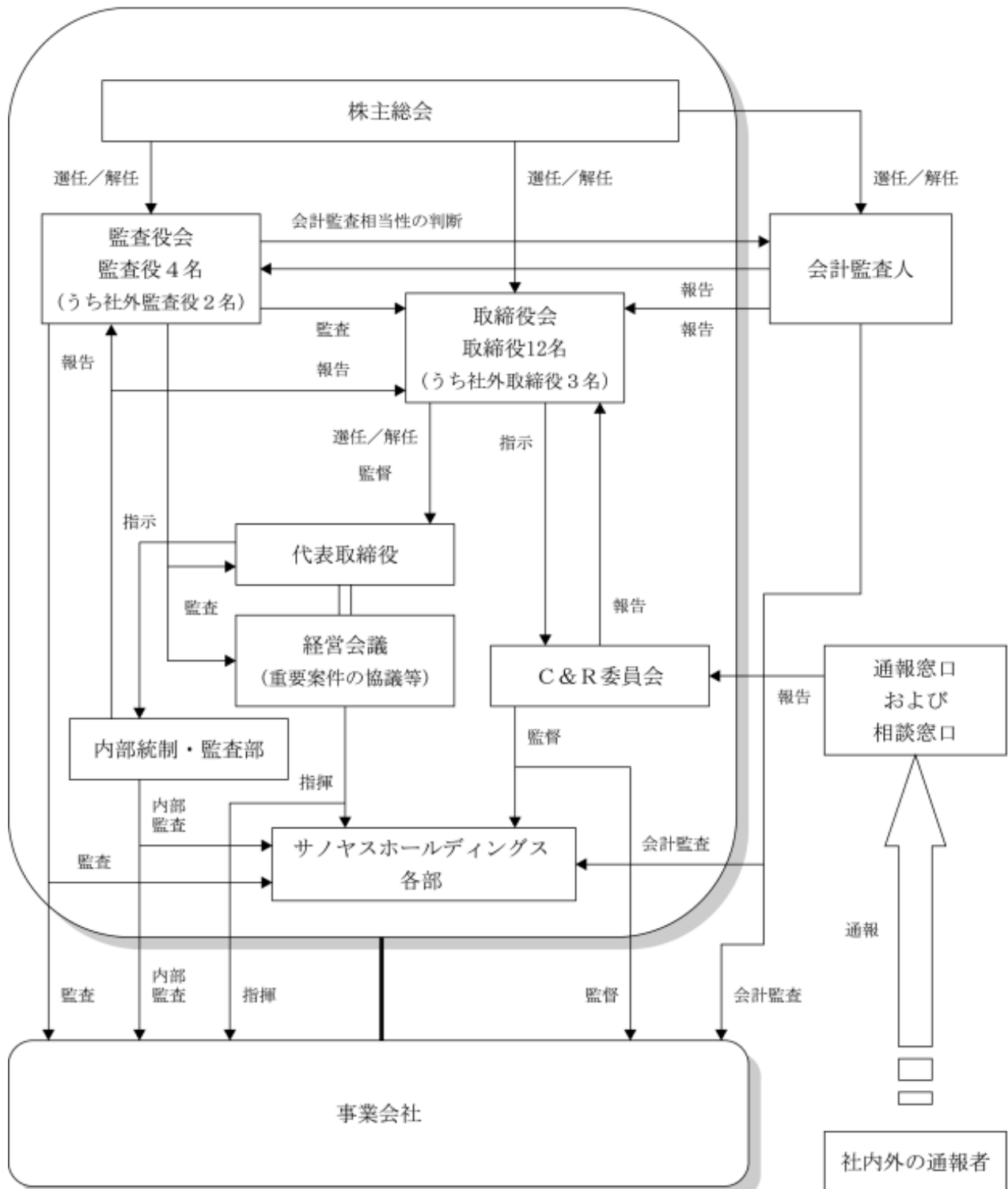
(1) 当社並びに当社の企業集団に係る決定事実、発生事実、決算情報など取締役会付議・報告事項、経営会議協議事項等については担当管理部門(総務部、経理部、企画部)の長が、更に発生事実については当社におけるリスク管理の総括責任者であるC&R委員長が補足し、それぞれ取締役会、または社長の下に集約・管理することとしています。

(2) 情報が適時開示情報に該当するか否かについては、情報取扱責任者である総務部担当役員が、関係法令及び金融商品取引所の規則等に基づき該非判定を行うこととしています。

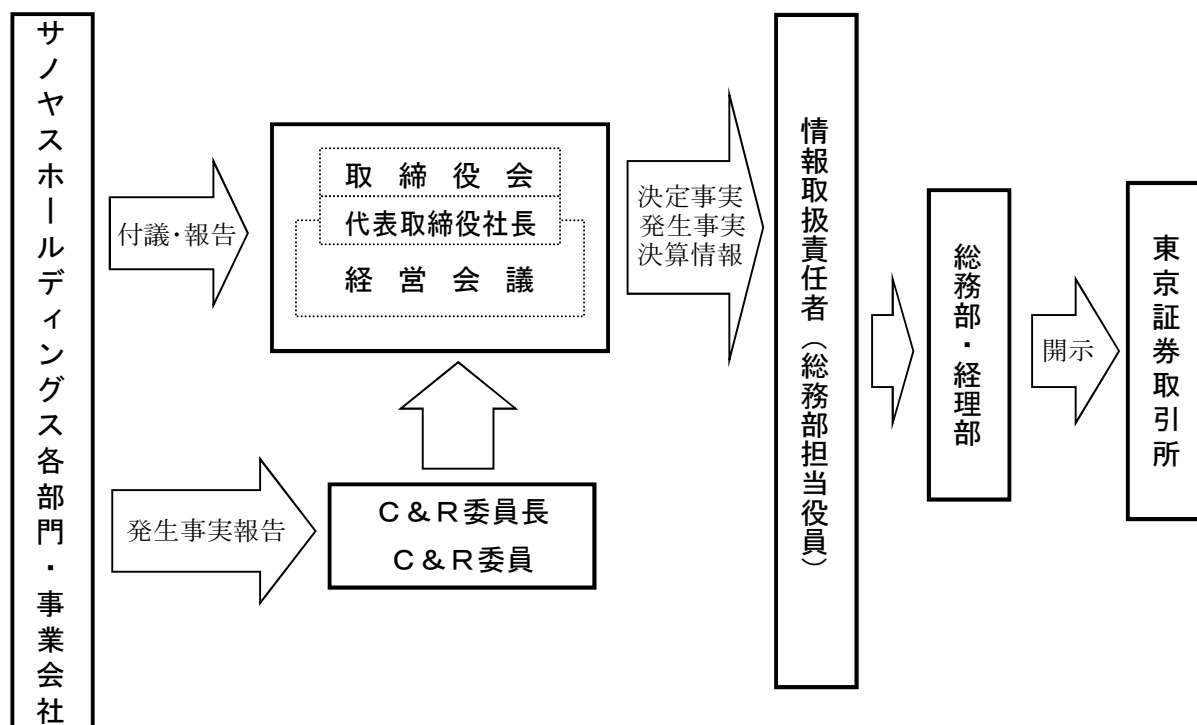
(3) 決定事実及び発生事実については総務部が、決算情報については経理部が、取締役会決議または社長の承認の下、適時に開示することとしています。

(4) 適時開示に係る社内体制の適切性及び有効性については、内部統制・監査部が検証し、その結果をC&R委員会等に報告することとしています。

【模式図】現状のコーポレート・ガバナンス体制



【模式図】 会社情報の適時開示に係る社内体制



(※)内部統制・監査部が適時開示に係る社内体制の適切性及び有効性について検証し、その結果をC&R委員会等に報告。